

おわりに

1. 集計結果からみる傾向

本報告書において、平成 18（2006）年度および平成 24（2012）年度の「情報公表制度」の公表データを集計することで、「情報公表制度」の運用の実態や事業所の状況を定量的に明らかにする試みを行った。

このデータは、大きく「基本情報」と「運営情報」に分けられる。基本情報は、主に事業所の属性（法人種別、従業者数など）に関わる項目であり、既存の統計データとほぼ同様の傾向を確認することができた。

運営情報は、「情報公表制度」独自のデータであり、集計結果からいくつかの実態が明らかになった。

○運営情報【介護サービスの内容に関する事項（大項目Ⅰ）】

サービスの提供開始時の取り組み（中項目 1）は、いずれのサービスにおいても高いが、介護サービスの質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携（中項目 5）といった、サービス提供段階の取り組みについては、実施率が低い傾向にある。中でも、「地域包括支援センターとの連携」「利用者の権利侵害を防ぐための取組」は、実施率が低く、かつ伸びも小さい。

「従業者に対して、利用者のプライバシーの保護の取組に関する周知を図っている」や「従業者に対する認知症及び認知症ケアに関する知識及び理解を深めるための研修を行っている」などについては全般的に伸びてきており、個別性の高いケアの充実が伺える。

○運営情報【介護サービスを提供する事業所又は施設の運営状況に関する事項（大項目Ⅱ）】

安全管理及び衛生管理のために講じている措置（中項目 3）」がいずれのサービスでも進んでいるものの、「情報公開」、「コンプライアンス」、「サービスの見直し・改善」など、介護サービスの質を確保するための総合的な取り組み（中項目 5）は、実施率が低い傾向にある。PDCA サイクルの Check, Action については、事業所により取り組み差が大きいといえ、より良いサービスを提供するために、事業所あるいは施設の運営・マネジメントの体制や仕組みの向上が求められる。

より良いサービスを提供するために、引き続き、事業所あるいは施設の運営・マネジメントの体制や仕組みの総合的な整備・推進が望まれる。

○運営情報全体にみる傾向

大項目1、大項目2ともに、ほぼすべてのサービスに共通で見られる傾向として、事業所規模が大きいほど、ほど、運営情報に掲げられた取り組み（確認事項）の実施率が高いことも明らかになった。

2. 集計結果の補足

本報告書において、介護サービス情報公表の中央集計システムから出力されたデータを基に集計を行うことにより、介護サービス事業所のサービスや取り組み等の実態が明らかになった一方で、本データを集計する上での限界や課題などについても見えてきた。「情報公表制度」のデータを用いた集計・分析を行う際に留意すべき点について、以下に整理する。

○集計結果の数値の読み方について

第一に、「情報公表制度」の集計結果を公表するにあたり、集計結果の数値の読み方については読み手に正しい解釈をしてもらうため注意を促すことが必要である。

例えば、本報告書の大部分を占める運営情報の項目の実施率の分析においては、「確認事項レベル」で実施している、との報告のあった事業所のデータを使用しているが、調査年次に実績や記録がないために未実施となる場合もある。実施率が「高い」「低い」と客観的に判断できるデータを公表することにより、「実施率が低い事業所は問題である」というような数字の一人歩きが懸念されるため、一つ一つの集計結果を正しく読み取ってもらうための工夫が必要である。

○公表データの異常値の取り扱いについて

「情報公表制度」で収集している公表データは集計を主目的に収集しているわけではないため、データクリーニングを行ってもなお、異常値とみられるデータは一定程度存在している。そのため、データ全体を集計するのではなく、信頼性の高いデータ群を抽出した上で集計を行う方法も今後視野に入れる必要がある。

また、各都道府県の公表センターが中央集計システムにデータを転送する時期は全国で統一的には定められていないため、中央集計システムからデータを抽出した時期によっては、一部のサービス、一部の都道府県において、公表件数を大きく下回ることがあり、これについても件数の解釈には注意を要する。

○項目の設定の仕方について

集計・分析項目の設定の仕方についても検討が必要である。たとえば、事業所の規模の大小を示す指標として、今回はデータの信頼性の高さを考慮し、「従業者の実人数」を用いた（常勤換算数は誤入力が多いと判断した）。しかし、訪問介護など、非常勤比率の高いサービスの場合は、常勤換算による従業者数の方がよりの確に事業所規模の大きさを示している可能性があるため、今後は常勤換算数を用いることも考えられる。

運営情報の中で実施率の低い項目を対象に集計・分析を行った（第3章第1節）が、実施率のばらつきの大きい項目を対象とする方法での検証も大切である。

○他統計データを活用した分析について

「情報公表制度」の公表データを集計することで、事業所の運営実態等に関する数多くの情報を得ることができるが、経営データなど把握できない情報もあり、本データのみで解釈することには限界がある。今後は、他の統計データやアンケート調査などと組み合わせることで、より詳細に実態を把握することが重要と考えられる。

この事業は、厚生労働省の介護保険事業費補助金事業（介護サービス情報の公表制度支援事業）として国庫補助により行ったものです。